

今回のボーナスは期末手当1.25月、勤勉手当0.7月です

支給月数は昨年と同じ

第3号でお知らせしたように、ボーナスの支給月数は前年の秋の交渉で確定します。昨年は5月に異例の人事院勧告・人事委員会勧告が出され、6月のボーナスが0.2月凍結されました。

昨年秋の交渉では、人事院・人事委員会勧告どおりの年間0.35月減となり、今年6月の支給月数は昨年実績と同じ、1.95月となりました。内訳としては期末手当が1.25月、勤勉手当が0.7月です。

期末手当の算出

期末手当基礎額×支給割合×在職割合で算出されます。それぞれの内容は、

①期末手当基礎額は、給料月額＋調整額＋教職調整額＋扶養手当＋地域手当＋職務段階別加算額(※)の額です。

※職務別段階加算額とは、(給料月額＋調整額＋地域手当)×加算割合で算出された額で、この加算割合は経験年数等で次のように決まっています(これも交渉して改善させたものです)。

職種	5%	10%
行政職	係長級	課長補佐級又は係長級で4級
教育職1級	大卒経年13年	大卒経年25年
教育職2級	大卒経年10年	
現業職	2級14号以上	5級18号以上又は57歳以上

(注) 大卒経年とは大卒の場合ということで大卒を条件としているわけではありません。

②支給割合は、6月は1.25、12月は1.5で、これを支給月数とよんでいます。

③在職割合は基準日(6月1日)以前6ヶ月の在

職状況によって決まります。6ヶ月は100%、5～6ヶ月は80%、3～5ヶ月は60%、3ヶ月未満は30%。ですから、今年4月採用の人は30%です。育児休業はその半分の期間が除算されます。昨年12月2日から基準日までずっと育児休業の場合は0%となります。

勤勉手当の算出

勤勉手当基礎額×期間率×成績率で算出されます。それぞれの内容は、

①勤勉手当基礎額は、給料月額＋調整額＋教職調整額＋地域手当＋職務段階別加算額の額

②期間率は基準日(6月1日)以前6ヶ月の勤務期間によって決まります。6ヶ月は100%、5.5～6ヶ月は95%、5～5.5ヶ月は90%、4.5～5ヶ月は80%、4～4.5ヶ月は70%、3.5～4ヶ月は60%、3～3.5ヶ月は50%、2.5～3ヶ月は40%、2～2.5ヶ月は30%、1.5～2ヶ月は20%、1～1.5ヶ月は15%、0.5～1ヶ月は10%、0.5ヶ月未満は5%です。育児休業期間、30日(休日を除く)を超える病気休暇・介護休暇・療養休暇等は勤務期間から除かれます。

③成績率は6月も12月も0.7です(実際は細かい端数がつきます)。これを支給月数とよんでいます。しかし、名称が示しているように元々は各職員の「勤務成績」に応じて差をつける趣旨があり、校長は2007年度から差別支給が始まりました。全国的には北海道や大阪府などいくつかの道府県で一般の教職員へも差別支給が導入されています。長崎高教組はこの差別支給の導入に反対し、ボーナスはすべて期末手当に一元化することを要求しています。

夏季休暇は7月1日から9月30日までとれます

夏季休暇について人事委員会規則は、「盆等の行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため」に「7月から9月までの期間内における原則として連続する3日」取得することができることを明記しています。ですから、7

月1日から9月30日まで、帰省・休養・旅行などの目的ととることができます(休暇願の備考欄に事由として書けます)。「原則として連続する」ですから、1日ずつ分割してもとれます。分割する理由は特に問われません。

知りたいことや解説してほしいことがあれば、分会長さんへ伝えてください。